

若年がん患者

在宅療養支援事業

世田谷区では、40歳未満のがん患者の方への在宅療養支援として、在宅サービスや福祉用具等の費用を助成します。

対象者

以下のすべてに該当する方

世田谷区に
住所を
有する方

40歳
未満の方

がん患者

(医師により、一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断された方)*介護保険における特定疾病としての「がん」の定義及び診断基準と同等の方

他の制度において
同等の助成または
給付を受けることが
できない方

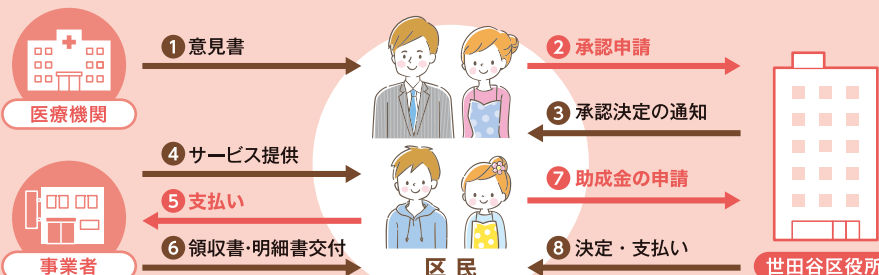
下記サービスに支払った経費(利用上限額を超える場合は利用上限額まで)のうち、自己負担を除いた額を区が助成します。

区分	サービスの種類	サービス利用上限額	自己負担
主治医意見書の作成費用の助成	・意見書作成	5000円	0円
居宅介護支援費用の助成	・ケアプラン作成	1万5000円/1ヶ月 (初月のみ2万5000円)	
在宅サービス利用料の助成	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護 訪問看護 訪問リハビリテーション 訪問入浴介護 居宅療養管理指導 定期巡回 随時対応型 訪問介護看護 夜間対応型訪問介護 	6万円 /1ヶ月	1割*
福祉用具貸与費用の助成	<ul style="list-style-type: none"> 車いす(付属品込) 特殊寝台(付属品込) 床ずれ防止用具 体位変換器 手すり(工事を伴わないもの) スロープ(工事を伴わないもの) 歩行器 歩行補助つえ 移動用リフト(つり具部分除く) 自動排せつ処理装置 徘徊感知器 		
福祉用具購入費用の助成	<ul style="list-style-type: none"> 腰掛便座 入浴補助用具 移動用リフトつり具 自動排せつ処理装置の交換可能部品 簡易浴槽 排せつ予測支援機器 		
住宅改修費用の助成	・手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修	20万円 /1回のみ	

※生活保護受給者の自己負担金は無料

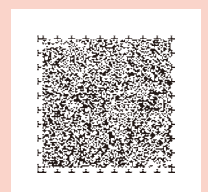
支援内容

申請方法



詳細は区のホームページでご確認ください。

目の不自由な方のための「音声コード」です。



手続きの主な流れ

区の
ホームページは
こちら!



各種申請に必要な書類は
区ホームページからダウンロード可能です。

1

利用申請

在宅療養のサービスを受ける前に、
本制度を利用するための申請が必要になります。
申請に必要な書類は下記のとおりです。

1 世田谷区若年がん患者在宅療養支援事業承認申請書

「申請者」と「助成対象者」が異なる場合は、別途「委任状」が必要となります。
※同一世帯の方が申請者となる場合は委任状の提出は必要ありません。

2 世田谷区若年がん患者在宅療養支援事業にかかる意見書

医療機関へ作成を依頼してください。
医療機関によっては作成にあたり費用が発生する場合があります。

上記の申請を区が審査し、承認決定通知書を送付します。
サービスを利用し、事業者へ費用をお支払い後、
下記の助成金交付申請を行ってください。

2

助成金交付申請

助成金の交付を受けるための申請が必要になります。
申請に必要な書類は下記のとおりです。
なお、申請は在宅療養サービスが終わった後にまとめてご申請いただくことも、
サービス利用中に月単位で申請いただくこともできます。

1 世田谷区若年がん患者在宅療養支援事業助成金交付申請書

2 領収書(原本)

領収書でサービス内容が確認できない場合は
「明細書(写し)」を添付してください。